

川田 久四郎 陸士 57

第三条 社員は現役予備後備非職の別なく陸海軍将校並に同等の軍人軍属に限る。

偕行社創設の由来は、明治10年2月15日の社則前文「設立大旨」に見ることができる。

偕行社設立大旨

「夫れ軍人たる者外貌の肅止を致すは易く、中心の協和を得るは難し。今や軍政略具わり規律修整觀るべしと雖も、將校その職を殊にし、衛門（注役所）その所を一にせざるを以て或いは終年その面を見ざる者あり、相互親睦の道において又に遺憾なしとせんや。且つそれ知見を開達し精神を培養するは、独善自修の切磋琢磨に若かざる固より論を待たざるなり。是以て公務の余暇、僚友相会し、武を講し兵を談し以て剛毅の志を養い、間亦詩歌書画に遊び、以て抑うつの懷を排し、異体同心の結果を優遊和楽の中に收めんと欲す。故に時日を刻し、課程を定め成績を年月日に督促するが如きは、乃ちこの社の主旨とするところなり」

偕行社規則の一部は次のとおり

第一条 本社を偕行と名くる者は義を泰風無衣の卒章に取るなり。

第二条 本社の東京に在る者を偕行社と云ひ各地に在る者を某（地名）偕行社と云ふ。

（第四条以下筆者省略）
こうして発足したのであつたが、明治21年6月、社長の鐵仁親王は次のように述べた。

「偕行社設立の本旨は挙げて社則に詳かなるを以て、今復たこれを喋々するを要せざるべし。蓋し東京に本社を創設するや数年を出でずして、各衛戍地においてもその設けあらざるはなく、ほとんど軍人として社員たらざる者渺し。而して、各社合同一致、本支を分ち交誼日々輯睦大いに隆盛の域に垂んとす」

しかし、10年余を経ると変化が生じるのは自然の成行きであり

「然るに、およそ物に盛衰消長あるは數の免かなる能はざる所にして、特に東京本社の如き、輓近の傾向は漸く過日の盛況に反するの憾みなき能はず、あに惜しむべきの至りならずや」と慨歎され、「今日において、これを作興するの法を計画せざれば、後、必ずや嘔臍の悔あるを免れざるべし」と。

その対策として

「これを以て数月來本社幹事会において孜孜經營討議を尽し、さらに社則を改正し、もつて將校本分たる學術研究をなすに鴻益ある軍事上の記事及び書籍を発刊頒布することを決議する」にあたり、そ幸いにして、今陸軍大臣閣下より、そ

の資料となるべき物を賜い、かつ、法令
条規等の類にして公文を以て解釈を尽く
し能わざる深微の趣味あるものは、本社
の記事に登載することを嘱託せらるるの
思命（後述）を得たり」これ、ひとり本
社の光榮のみならず軍人一般の幸福と謂
うべし。ここに於て、毅然としてなお偕
行の本旨を拡充し、彼の軍人團結の根幹
を鞏固にし、益輯睦和樂の情誼を厚くし、
上旨のある所にもとらざんことを企図
し、左の事業に漸次着手せんとす。よつ
て社則を將校諸君に頒ち普く諸君の翼賛
を得、俱に社運の隆興を視んことを冀望
す。

一 屋屋を改築し、以て一層会合俱楽
の場を増し、かつ、地方社員寄宿の便
を与ふること

二、三、（筆者参考略）

陸軍大臣より本社への命令

偕行社

今般別紙旨意書に依り、將校學術研究
の材料となるべきもの、及び条令規則等
のうち、公文をもつて解釈し能はざる細
密の意味等その社の記事に載せ、各將校
に頒つべきことを嘱託す。

但し原稿は陸軍省參謀本部監軍部
より直ちに交付すべし。

明治二十一年六月二十日

陸軍大臣伯爵 大山巖

別紙旨意書を要約すれば次のとおり。
（一）將校個人による資料収集には時間費
用等の困難を伴つてゐる。一方各部局は

外国の雑誌新聞、公使館その他からの書
籍により情報資料を得てゐる。主務の部
局で翻訳、参考としているが、あとは貯
蔵しておくだけである。利用方法を具體
化しない。

（二）軍事上の法律において、その文章だ
けではその主旨を理解し難いところがあ
る。これに説明解釈を加え、その主旨精
神を承知させる必要がある。

（三）右の二項目については各將校に理解
させる必要性を認める。しかし、専任の
職員を配置し得ない事情がある。よつて、
これらを偕行社に嘱託し、同社の発行す
る記事中に記載配付することにより、ひ
ろく將校の研究資料とした。よつて各
將校は、この意味を理解するため記事の
購読をせよ。

偕行社に委嘱された法律条例の一例

一、明治21年7月号
鎮台条例を改め師団条例を制定せられ
たるについての解説

二、明治21年8月号
衛戍条例の解説（陸軍省）

三、明治21年9月号
軍團長と監督部長との関係

現代の偕行社

（偕行社パンフレットより）

偕行社は、明治10年2月15日、陸軍將
校の親和・研鑽を目的として東京に設立
されました。その後、終戦に至るまで陸
軍將校の心の府として活動を続けて参り
ました。終戦により組織は廃止され、活
動は一時中断いたしましたが、昭和26年
に再発足し、同32年には財團法人として
官府の認可を受け、戦没者の慰靈顕彰を
中心として偕行社の伝統を継承し着実な
活動を続けて来ました。

近年、陸軍將校であつた会員は高齢化
かつ減少し、偕行社の伝統は、「國を護
る志」を共有する自衛隊元幹部自衛官に
引き継がれることとなりました。現在は
伝統を継承することとともに、元幹部自衛官
主体の組織・活動に移行しつつあります。
偕行社は、公益財團法人であり、内閣
府の所管となっております。

会員は全国にまたがり、平成30年4月
現在、その数は約6,000名を数え
ています。そのうち、陸軍將校の伝統を
引き継ぐ元幹部自衛官の会員は約3,000名です。更に、個人・法人の賛助会
員も増加しつつあります。



昭和初期の偕行社（九段坂上）



昭和56年の偕行社（五番町）



現在の偕行社（九段南）